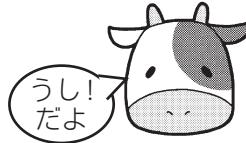
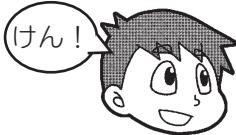


学ぼう権利！使おう権利！⑬

～ 初任者は自動車通勤しちゃいけないの！？ ～



初任者のみなさんからは、自動車通勤ができず荷物の持ち帰りがたいへん、自動車が使えないから時間が制限されてしまって困る、という話をよく聞くよ。

自動車通勤ができないために、自転車で家庭訪問をしたり、同僚の先生に運転してもらって家庭訪問をした初任者もいるようだね。多忙化にもつながるね。



条件付採用期間中に何かあったら大変だから… という理由のようだけど。



条件付採用期間中だから自動車通勤してはいけないという決まりはないウッシ！県教委とも確認しているウッシ！

え？ そうなの？ 他の県ではどうなの？



岩手の県立学校の初任者は普通に自動車通勤をしているし、初任者だからといって自動車通勤を控えるようなことをやっているのは全国でも岩手ぐらいウッシ。みんなの意識を変えなきゃいけないウッシ！岩教組顧問弁護士の石橋乙秀先生もこんなふうに言っているウッシよ。

条件付採用期間とは、その人が教員として適格かどうかを見極める期間です。正式採用より裁量権の範囲は広いのですが、その人に教師としての適格性に欠けるという合理的な理由がなければ免職処分にして職場から排除することはできません。

教員としてコンプライアンスは必要な要素ですが、条件付き採用期間中に軽微な交通違反を起こしたからといって直ちに採用取り消しになるとは考えにくいです。ただし、違反の程度によります。

そもそも、通勤方法は自由に選択できるものですし、「自動車通勤をしてはいけない」というのは業務命令ではないはずです。また、自動車通勤ができないことによって業務にさしつかえが出ている状況があるなら、それは管理職がしっかりと手段を講じて適正に業務ができるようにするべきです。

条件付採用期間中に自動車通勤をしてはいけないという法的根拠はないので、そういう実態があるのであれば、職場で話し合って改善していくことが必要ですね。



初任者のみなさんが通勤方法を自由に選べるようになることが大切だね。

管理職と話し合って改善できるように、分会で取り組んでみよう！



岩教組 法律相談

8月の法律相談日

8月29日(火) 17:00～19:00



こずかた法律事務所
石橋乙秀弁護士
岩手産業会館第二産業会館内（6F）
TEL 019-654-4757 FAX 019-623-5680
E-mail bslo@cocoa.ocn.ne.jp

*組合員は相談料が無料です。

*秘密は厳守します。

*相談日以外でも相談できます。

問い合わせ先

岩手県教職員組合 法制部

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目11-3

TEL 019-623-3307

FAX 019-653-5434

E-mail iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp